

■情報サービス(計88事業所)

■コールセンター(計98事業所)

急速に集積が進む沖縄のIT産業

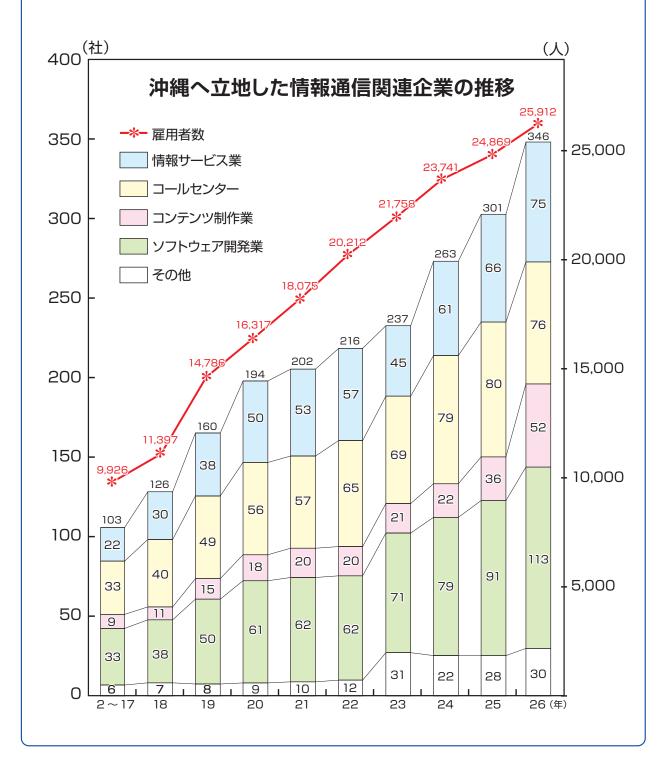
346社の立地 25,912人雇用を創出

沖縄県では、戦略産業として情報通信関連産業の振興に力を入れてきました。その結果、2015年1月までにIT企業346 社(累計)が立地し、約2万6千人の新規雇用を生み出すに至っています。

〈 業種別IT企業の立地企業数・雇用者数 〉

業 種	企業数	雇用者数
情報サービス	75	5,327
コールセンター	76	17,049
コンテンツ	52	591
ソフトウェア開発	113	2,266
その他	30	679
計	346	25,912

(2015年1月現在)





金融IT国際みらい都市構想

金融IT国際みらい都市構想

名護市は、平成14年に金融特区及び情報特区として指定され、金融・情報関連企業の集積に取り組んできました。

平成20年7月には、他地域にはない特色ある特区としてのまちづくりの推進という観点を盛り込んだ『金融·情報通信国際都市構想 (通称 金融 IT国際みらい都市構想)』を策定しています。

平成26年4月には、金融特区を発展的に解消して創設された経済金融活性化特区の指定を受け、引き続き、同構想に基づいた、 各種施策を推進していくこととしています。





平成30年度末の 直接雇用者数:2,500人

【問合せ先】名護市企画部金融·情報特区推進室

TEL. 0980-55-3333 FAX. 0980-55-3332

〒905-2172 沖縄県名護市字豊原224番地3 名護市マルチメディア館1F

URL http://www.city.nago.okinawa.jp/4/3259.html

[問合せ先] 特定非営利活動法人NDA TEL. 0980-55-3333 FAX. 0980-55-3332

〒905-2172 沖縄県名護市字豊原224番地3 名護市マルチメディア館1F

E-mail info-nda@nda.city.nago.okinawa.jp URL http://nda.city.nago.okinawa.jp/



日本とアジアを結ぶ架け橋 沖縄||| 津梁パーク

IT津梁パークの 基本理念

- 沖縄県における情報通信産業振興の推進
- 2 我が国における情報通信産業活性化と 国際競争力向上への寄与
- 3 沖縄県における雇用創出の先導

沖縄IT津梁パークとは?

沖縄

「津梁パークとは、沖縄県が国内外の情報通信関連産 業の一大拠点を目指すビッグプロジェクトです。 「津梁」とは、アジアとの架け橋を意味しています。

IT津梁パークの コンセプト

- 動 新しいIT産業(高度ソフトウェア開発等)の 拠点となる
- 日本とアジアを結ぶITブリッジ(IT津梁)の 役割を果たす
- 3 IT産業のテストベッドを提供する
- ◆ 日本とアジアに必要な高度なIT人材の 創出集積を担う
- ⑤優れたリゾート&IT就業環境を提供する



② 企業立地促進センター







企業集積施設



情報通信産業の振興~情報通信特区・地域~



沖縄のIT環境

➤ バックアップセンターとしての特性あり

本土、アジアの主要都市に近く、地域IXの利用が可能。また、本土の電力系統から独立した電源系統と高い電力供給予備率を有し、広域 災害を視野に入れた場合、本土の主要都市と同時被災の可能性は極めて低い。

- ▶ IT系企業の進出 県外からの誘致企業数:41社(H13年)→346社(H26年)、雇用者数:4,186人(H13年)→25,912人(H26年)
- IT系人材育成のための研修制度(研修施設も整備)

目指す姿

アジアにおける国際情報通信拠点「ITブリッジ」として我が国とアジアの架け橋となり、国内外からの企業立地

促進、県内立地企業の高度化・多様化、人材の育成・確保

情報通信特区•地域

- ①所得控除制度(40%控除)<特区:①、②は選択制、地域:②、③のみ> 【条件】(1)特区内に本店又は主たる事務所を有する企業
 - (2)H24.5.24以後に特区内で設立され、10年以内の企業
 - (3)特区内で専ら特定事業を営むこと
 - (4)常時使用従業員が5人以上であること
 - (5)特区外事業所では、一定の業務以外の業務を行わず、従業員数が 常時使用従業員数の20%又は3人以下のいずれか多い数であること
 - ※県知事が対象法人を認定
- ②投資税額控除(機械装置・器具備品15%、建物等8%)
 - ※地域内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価額 機械装置•器具備品:100万円超 (建物等は1,000万円超)

③その他、事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除等 ※各優遇措置等にはそれぞれに要件等が設定されています。



含む。)



※ 対象事業

事業という。)

所得控除	
データセンタ(iDC)、イン	
ターネット・イクスチェン	
ジ(IX)、インターネット・	
サービス・プロバイダ	
(ISP)、バックアップセンタ、	
セキュリティデータセン	
タ、情報通信機器相互	
接続検証事業	
(以上、特定情報通信	

情報通信産業特区

投資税額控除 情報記録物の製造業、電気通 信業、映画・ビデオ制作業、放 送業、ソフトウェア業、情報処 理・提供サービス業、小売業・ 製造業等のコールセンタ、クラ ウド(インターネット付随サービ ス業)、ビジネス・プロセス・ア ウトソーシング(BPO) (左記の特定情報通信事業を

情報通信産業振興地域

情報通信産業振興地域・情報通信特区の区域



スペースの都合上、離島については一部のみ掲載

